

財 務 定 期 監 査 結 果 報 告

〔保健福祉局・区役所〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	寺	坂	光	夫
同	福	浪	睦	夫
同	吉	田	謙	治

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 14 年度財務定期監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

下記の監査対象における主として平成 14 年 4 月 1 日～8 月 31 日までに執行された事務について監査を行った。

保 健 福 祉 局	総 務 部	人権推進課，生活文化会館
	障害福祉部	障害相談課，育成課
区 役 所	福 祉 部	地域福祉課，在宅支援課
	北須磨支所	福祉課

2 監 査 の 期 間

平成 14 年 11 月 5 日～平成 15 年 3 月 12 日

3 監 査 の 方 法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 各種福祉施設に係る徴収金等の徴収及び滞納整理事務
- イ 徴収委託している公の施設使用料の徴収事務
- ウ 貸付金返還金等の徴収及び滞納整理事務
- エ その他の収入事務

(2) 支出に関する事務

- ア 各種民間福祉施設に係る措置費の支出事務
- イ 障害児福祉手当等諸手当の支給並びに日常生活用具の給付事務
- ウ 自動車改造等の助成金の支出事務
- エ 民間福祉施設等に対する補助金の支出事務
- オ 福祉施設等の管理運営に係る委託料の支出事務
- カ その他の支出事務

(3) 契約に関する事務

- ア 管理運営委託，事業委託等に係る契約事務

(4) 財産管理に関する事務

- ア 基金の管理に係る事務
- イ その他の財産管理事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられた。今後，これらの指摘を真摯に受けとめ，早急に適正な事務処理を図るとともに，再発防止と事務処理手続きの改善に努め，事務の精度を向上されたい。

(1) 収入に関する事務

身体障害者更生援護施設の徴収金について、徴収金の決定を誤って徴収金が過大に決定されている事例、過小となっている事例が見受けられた。(東灘区・灘区・長田区・垂水区福祉部)
適正な事務処理を行うべきである。

身体障害者更生援護施設の徴収金について、病院施設に入院したため徴収金を日割計算により減額しているが、その後、徴収金の年次改定が行われ、減額されない調定決議がなされてしまったため、減額分が収入未済になっている事例が見受けられた。(須磨区福祉部)
適正な事務処理を行うべきである。

知的障害者援護施設の徴収金について、過納になったまま長期間放置されている事例が見受けられた。(西区福祉部)
適正な事務処理を行うべきである。

知的障害者援護施設の徴収金について、対象収入額の算定を誤って徴収金が過大に決定されている事例が見受けられた。(灘区福祉部)
適正な事務処理を行うべきである。

身体障害者更生資金貸付金について、平成11年2月以降督促が行われていない事例が見受けられた。(育成課)
適正な債権管理に努めるべきである。

ホームヘルパーの利用料について、債務者を誤って調定決議を行い、誤調定分が収入未済になっている事例が見受けられた。(育成課)
適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

補装具の自己負担額の決定について、誤って自己負担額が過大に決定されている事例が見受けられた。(灘区・北区福祉部)
適正な事務処理を行うべきである。

(3) 財産管理に関する事務

監査日現在、重度心身障害者タクシー利用券の交付簿残高と現在高が異なっている事例が見受けられた。(中央区・垂水区・西区福祉部)
適正な管理を行うべきである。

重度心身障害者タクシー利用券の交付事務において、年２回報告を求めることになっている利用券の交付状況報告が未提出となっている事例、書き損じた有効期限内の利用券、申請月に応じて交付不要となる有効期限内の利用券及び資格喪失等により返還された有効期限内の利用券を保管していない事例、またこれらの利用券を使用不能とする処理を行っていない事例、年度末の残余券の管理・廃棄について適正な処理が行われていない事例が見受けられた。

（育成課，東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区
・須磨区・垂水区・西区福祉部，北須磨支所福祉課）

タクシー利用券は有価証券に準じて取り扱い，出納保管の状況を把握して現物の管理を行うべきである。そのためには，書損等のタクシー利用券も有効期限内で使用可能なものは枚数を確認して保管し，保管中のタクシー利用券はパンチで穴を空け使用不能とするなど，適正な管理を行うべきである。